

栃木県市町村合併支援プラン

平成15年10月

栃木県市町村合併支援本部

目 次

I 県支援プランの策定の方針	1
1 趣旨	1
2 対象地域	1
3 支援策の種類	1
4 今後の取組	2
II 県支援プランの内容	2
1 市町村合併に向けて積極的に取組を進めようとする市町村への支援	2
(1) 研究会が行う調査研究等への助成	
(2) 市町村合併の気運醸成への支援	
(3) 市町村等からの要請に基づく支援	
(4) 市町村合併支援マニュアルの作成	
2 県の合併重点支援地域に指定された市町村への支援	3
(1) 合併協議会等が行う調査研究等への助成	
(2) 普及啓発事業の重点的实施	
(3) 合併協議会等に対する人的支援	
(4) 国の市町村合併支援プランの活用	
(5) 市町村振興資金の無利子貸付	
3 平成17年3月までに合併した市町村への支援	3
(1) 市町村合併特別交付金	
(2) 国、県事業の優先採択等	
(3) 市町村振興資金の貸付	
(4) 人的支援	
(5) 県有施設等の活用に関する検討	
(6) 市制施行要件の見直し	
(7) 権限委譲の推進と行政体制の整備に対する支援	
4 県事業による具体的な支援	4
(1) 快適な暮らしを支える社会基盤の整備	
(2) 豊かな生活環境の創造	
(3) 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実	
(4) 次世代を担う教育の充実	
(5) 新世紀に適応した産業の振興	
(6) 連携・交流による開かれたまちづくり	

Ⅲ 県における支援体制の充実強化	6
1 市町村合併の普及・啓発の充実	6
2 市町村合併相談室及び市町村合併相談窓口による助言	7

栃木県市町村合併支援プラン

平成15年10月14日

栃木県市町村合併支援本部

本県においては、平成13年8月27日に知事を本部長とする「栃木県市町村合併支援本部」（以下「支援本部」という。）を設置し、市町村の自主的・主体的な市町村合併の推進を支援する体制を整えた。

また、平成14年3月26日の支援本部において、本県独自の支援策として、栃木県市町村合併支援プラン（以下「県支援プラン」という。）を策定するとともに、平成15年3月25日の支援本部において、県支援プランの拡充を図ったところである。

市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）の期限である平成17年3月まで残すところわずかとなり、多くの市町村で成果があがるよう、それぞれの地域の状況を踏まえ、より積極的に支援を行う必要がある。

このため、県支援プランを改定し、内容の拡充を図ることにより、市町村合併に向けた取組を一層支援するものである。

I 県支援プランの策定の方針

1 趣旨

県支援プランは、市町村が合併による新しいまちづくりを行うに当たっての支援本部の支援策として、これを実施することにより、自主的な市町村合併を促進し、地域の活性化と個性あるまちづくりを支援するものである。

2 対象地域

県支援プランは、原則として次に掲げる市町村を対象地域とする。

- (1) 市町村合併に向けて積極的に取組を進めようとする市町村
- (2) 県の合併重点支援地域に指定された市町村
- (3) 平成17年3月までに合併した市町村

3 支援策の種類

県支援プランにおいては、市町村が行う合併気運の醸成、協議会・研究会等における調査・研究及び市町村建設計画の策定等に対する支援のほか、合併市町村に対する支援策を講じるものとする。

また、具体的な支援策の検討に当たっては、次に掲げる類型を参考とする。

- (1) 調査・研究の支援
合併検討に必要な調査、研究、研修等についての支援
- (2) 計画策定等の支援
必要となる計画の策定、改正等についての支援
- (3) 補助事業等における優遇措置
国庫補助事業及び県単独事業の採択について優先的な配慮及びその他の県施策についての配慮
- (4) 地域指定等における配慮
各種施策において地域指定、圏域の設定等を行う場合の特別な配慮
- (5) 現行の施策の継続措置
市町村を単位とした補助金、小規模又は人口減の市町村が採択又は加算等の対象となる施策への配慮
- (6) 公共的団体等の統合整備支援
合併特例法第16条第8項に規定する公共的団体等の統合整備に対する支援
- (7) その他の特例措置
以上に掲げるほか、行政サービスの維持・向上、格差是正等を図るための各種施策における特別な措置、配慮

4 今後の取組

支援本部及び関係部局においては、国の財政支援措置や市町村合併支援プラン等を積極的に活用するとともに、地域の要望等を踏まえながら、県支援プランの拡充に向けて引き続き検討を行うものとする。

II 県支援プランの内容

1 市町村合併に向けて積極的に取組を進めようとする市町村への支援

- (1) 研究会が行う調査研究等への助成
複数の市町村で組織する研究会が行う、調査研究や普及啓発等の事業に対する助成を行う。
- (2) 市町村合併の気運醸成への支援
 - ① 講演会等の開催
学識経験者、合併体験者による講演や行政と住民の意見交換などの開催及び合併担当者連絡会議の開催等により気運醸成を支援する。
 - ② 情報の提供、普及啓発
合併の必要性や効果、国の支援制度等を紹介したパンフレット、リーフレット

等の作成・配布及び各種広報媒体を活用した普及啓発を実施する。

また、ホームページを活用するほか、市町村合併相談室による相談を行う。

(3) 市町村等からの要請に基づく支援

市町村等からの要請に基づき、研究会等への積極的な情報提供を行うほか、講演会等の開催及び調査・研究に対する助言等を行う。

(4) 市町村合併支援マニュアルの作成

市町村合併に向けた検討や合併協議会における協議が円滑に進むよう、市町村合併支援マニュアルを作成する。

2 県の合併重点支援地域に指定された市町村への支援

(1) 合併協議会等が行う調査研究等への助成

合併協議会等が行う調査研究や普及啓発等の事業に対する助成を行う。

(2) 普及啓発事業の重点的实施

県が実施する各種普及啓発事業（上記1の(2)参照）について、当該地域に対して重点的に実施するなどの配慮を行う。

(3) 合併協議会等に対する人的支援

合併協議会委員としての参画のほか、関係市町村からの要請に基づき、合併協議会等への職員派遣について検討する。

(4) 国の市町村合併支援プランの活用

当該地域が国の市町村合併支援プランの活用を図れるよう積極的に支援し、国の支援プランに掲げる国庫補助事業について採択されるよう努力する。

さらに、国庫補助事業を活用した県事業を積極的に推進する。

(5) 市町村振興資金の無利子貸付

合併関係市町村が、合併前に連携しながら実施する公共施設等の整備に対し、無利子貸付を行う。

3 平成17年3月までに合併した市町村への支援

(1) 市町村合併特別交付金

合併特例法の期限内に合併した市町村に対し、市町村合併に伴う臨時的な財政需

要に対応するとともに、合併市町村の負担を軽減するため、市町村合併特別交付金を交付する。なお、広域行政圏による市町村合併の場合には、同交付金の割増し措置を行う。

(2) 国、県事業の優先採択等

合併市町村が市町村建設計画に基づき実施する事業について、国の合併支援プランの優先的採択、県事業の着実な実施に配慮する。

(3) 市町村振興資金の貸付

合併市町村のまちづくりのための事業に対して、市町村振興資金の優先的な貸付けを行う。

(4) 人的支援

合併後の市町村において必要となる専門職等について、採用困難な場合に、その要請に応じて専門職職員の派遣、人材育成等について検討する。

(5) 県有施設等の活用に関する検討

合併市町村に必要な公共施設等の整備について、県有施設等を活用することが合併市町村の円滑な建設に資すると認められる場合に、その活用について検討を行う。

(6) 市制施行要件の見直し

都市的施設その他の都市としての要件に関する条例の見直しを行う。

(7) 権限委譲の推進と行政体制の整備に対する支援

市町村の意向を踏まえながら、権限移譲を積極的に推進するとともに、行政体制の整備を支援する。

4 県事業による具体的な支援

合併重点支援地域及び合併市町村に対し、市町村建設計画の策定に向けた協議を踏まえ、上記2の(4)及び3の(2)の県事業については、当面、以下に掲げるものとし、これにより対象地域における総合的かつ計画的な新市町村の建設を支援する。

(1) 快適な暮らしを支える社会基盤の整備

① 道路の整備

市町村合併による行政サービスの向上や効率化を支援し、対象地域における産業の活性化や住民生活の利便性の向上のための必要な幹線道路の整備への対応

- ・市町村合併を支援する広域道路網整備の重点実施

② 住環境の整備

市町村合併に伴う公共賃貸住宅の再編整備、公園・緑地の整備等の地域の特性や景観等にも配慮した魅力ある居住環境の形成への対応

- ・特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業等の優先採択
- ・市街地再開発事業、優良建築物等整備事業など老朽化建築等の共同化整備に関する事業の優先採択
- ・人にやさしいまちづくり事業、ひとにやさしいまちづくり支援モデル事業の優先採択
- ・平地林・みどり総合対策事業、自然公園等施設整備事業等の優先採択

(2) 豊かな生活環境の創造

① 上水道の整備

市町村合併後における水道事業の一体性の早期の確立や、安全な水道水の安定供給への対応

- ・水道施設の再編・統廃合や維持管理体制の確立等に対する技術的な支援

② 下水道の整備

都市化の進展や生活水準の向上による河川等の水質の汚濁を防止し、雨水被害の解消を図るため、合併を契機とした下水道等の整備への対応

- ・農業集落排水事業の優先採択
- ・公共下水道等の整備に対する配慮

③ その他

消防・防災・国土保全の推進、情報通信の整備等への対応

(3) 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実

急速に進展する少子高齢化に対応し、保育所入所待機児童の解消や介護保険事業の円滑な運営など、ライフステージに応じた保健・医療・福祉サービスの総合的・一体的な提供への対応

- ・入所待機児童解消に向けた保育所の適正配置、多機能化等に対する支援
- ・市町村社会福祉協議会、シルバー人材センター、老人クラブ連合会等の円滑な統合に対する支援
- ・人にやさしいまちづくり事業、ひとにやさしいまちづくり支援モデル事業の優

先採択（再掲）

- ・ 国民健康保険の広域化等支援
- ・ 福祉事務所の新設及び事務移管に伴う支援

（４）次世代を担う教育の充実

地域の実情等に応じた教育活動を展開するため、合併を契機とした教育環境の整備等への対応

（５）新世紀に適応した産業の振興

① 農林水産業の振興

地域特性を活かした活力ある農林水産業の振興のため、合併を契機とした生産基盤の整備充実、生産性の向上への対応

- ・ 市町村ふれあいの郷づくり事業の採択要件の緩和
- ・ 農道等整備事業、中山間地域整備事業等の優先採択
- ・ 林道等整備事業、林業・木材産業構造改革事業等の優先採択

② 商工業の振興

個性ある地域の自立した発展と活性化を促進するため、合併を契機とした中心市街地の商店街の活性化や産業集積の活性化等商工業振興への対応

- ・ 地域の特色を活かした商店街活性化事業の優先採択
- ・ 各種の産業集積活性化対象地域見直しへの配慮

（６）連携・交流による開かれたまちづくり

地域特性の再発見による地域への誇りや愛着の醸成、農山村と都市の交流連携ネットワークの構築及び市町村と連携共働する民間団体の育成等、新市町村の一体化による地域全体の魅力アップへの対応

- ・ 広域交流施設整備推進事業の優先採択
- ・ 活力と魅力あふれるまちづくり事業の採択要件の緩和

Ⅲ 県における支援体制の充実強化

市町村等における市町村合併に向けた取組を今後一層支援していくため、支援本部のもとに、関係部局において支援体制の充実強化を図ることとする。

1 市町村合併の普及・啓発の充実

市町村合併の必要性や効果等について分かりやすい情報提供により、市町村や県民の理解を一層深めていくため、関係部局が連携・協力して普及・啓発に取り組むこと

とする。

- ・市町村合併啓発パンフレットの配布・活用
- ・県及び関係部局の広報誌、ホームページ等による啓発
- ・研修会等の開催
- ・統一テーマ「市町村合併新たな地域づくりへのチャレンジ」の各種資料への掲載

2 市町村合併相談室及び市町村合併相談窓口による助言

市町村等からの市町村建設計画策定に関する相談・協議や市町村合併検討の進展に伴う各種施策に関する相談等に適切に対応するため、「市町村合併相談室」との連携のもとに関係部局における相談窓口による情報提供や助言を行う。

栃木県市町村合併支援本部事務局

(栃木県総務部地方課)

TEL 028-623-2120

FAX 028-623-3924

HP <http://www.pref.tochigi.jp>

新栃木県市町村合併支援プラン

平成18年3月

栃木県市町村合併支援本部

目 次

I	新支援プランの策定の方針	1
1	趣旨	1
2	対象地域	1
3	支援策の種類	1
4	今後の取組	2
II	新支援プランの内容	2
1	市町村合併に向けて積極的に取組を進めようとする市町村への支援	2
	(1) 市町村合併の気運醸成への支援	
	(2) 市町村等からの要請に基づく支援	
2	構想に位置付けられた構想対象市町村への支援	3
	(1) 合併協議会が行う調査研究等への助成	
	(2) 普及啓発事業の重点的实施	
	(3) 合併協議会に対する人的支援	
	(4) 国支援プランの活用	
	(5) 市町村振興資金の無利子貸付	
	(6) 合併協議会設置等の勧告	
	(7) 合併協議会に係るあっせん及び調停	
3	新法に基づいて合併した市町村への支援	4
	(1) 市町村合併支援交付金	
	(2) 国、県事業の優先採択等	
	(3) 市町村振興資金の貸付	
	(4) 人的支援	
	(5) 県有施設等の活用に関する検討	
	(6) 権限移譲の推進と行政体制の整備に対する支援	
4	県事業による具体的な支援	4
	(1) 快適な暮らしを支える社会基盤の整備	
	(2) 豊かな生活環境の創造	
	(3) 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実	
	(4) 次世代を担う教育の充実	
	(5) 新世紀に適応した産業の振興	
	(6) 連携・交流による開かれたまちづくり	

Ⅲ 県における支援体制	6
1 市町村合併の普及・啓発	6
2 市町村合併相談室及び市町村合併相談窓口による助言	7

新 栃 木 県 市 町 村 合 併 支 援 プ ラ ン

平成 1 8 年 3 月 2 8 日

栃木県市町村合併支援本部

本県においては、平成 1 3 年 8 月 2 7 日に知事を本部長とする「栃木県市町村合併支援本部」（以下「支援本部」という。）を設置するとともに、平成 1 4 年 3 月 2 6 日の支援本部において、栃木県市町村合併支援プランを策定し、その後拡充を図りながら、市町村の自主的・主体的な合併の推進を支援してきたところである。

その結果、平成 1 8 年 3 月には市町村数は 3 3 市町となるなど、成果を上げてきているが、市町村が基礎自治体としての機能をさらに充実強化することができるよう、市町村の合併の特例等に関する法律（以下「新法」という。）の下で、国の基本指針に基づき、栃木県市町村合併推進構想（以下「構想」という。）を策定し、引き続き、自主的・主体的な市町村の合併を推進していく必要がある。

このため、新栃木県市町村合併支援プラン（以下「新支援プラン」という。）を策定し、市町村合併に向けた取組を一層支援するものである。

I 新支援プランの策定の方針

1 趣旨

新支援プランは、市町村が合併による新しいまちづくりを行うに当たっての支援本部の支援策として、これを実施することにより、自主的・主体的な市町村合併を促進し、地域の活性化と個性あるまちづくりを支援するものである。

2 対象地域

新支援プランは、原則として次に掲げる市町村を対象地域とする。

- (1) 市町村合併に向けて積極的に取組を進めようとする市町村
- (2) 構想に位置付けられた構想対象市町村
- (3) 新法に基づいて合併した市町村

3 支援策の種類

新支援プランにおいては、市町村が行う合併気運の醸成、合併協議会等における調査・研究及び合併市町村基本計画の策定等に対する支援のほか、合併市町村に対する支援策を講じるものとする。

また、具体的な支援策の検討に当たっては、次に掲げる類型を参考とする。

(1) 調査・研究の支援

合併検討に必要となる調査、研究、研修等についての支援

(2) 計画策定等の支援

必要となる計画の策定、改正等についての支援

(3) 補助事業等における優遇措置

国庫補助事業及び県単独事業の採択について優先的な配慮及びその他の県施策についての配慮

(4) 地域指定等における配慮

各種施策において地域指定、圏域の設定等を行う場合の特別な配慮

(5) 現行の施策の継続措置

市町村を単位とした補助金、小規模又は人口減の市町村が採択又は加算等の対象となる施策への配慮

(6) 公共的団体等の統合整備支援

新法第65条第7項に規定する公共的団体等の統合整備に対する支援

(7) その他の特例措置

以上に掲げるほか、行政サービスの維持・向上、格差是正等を図るための各種施策における特別な措置、配慮

4 今後の取組

支援本部及び関係部局においては、国の財政支援措置や新市町村合併支援プラン(以下「国支援プラン」という。)等を積極的に活用するとともに、地域の要望等を踏まえながら、新支援プランの拡充に向けて引き続き検討を行うものとする。

II 新支援プランの内容

1 市町村合併に向けて積極的に取組を進めようとする市町村への支援

(1) 市町村合併の気運醸成への支援

① 地域住民との意見交換

要請に基づく地域住民との意見交換会等の開催及び合併担当者連絡会議の開催等により気運醸成を支援する。

② 情報の提供、普及啓発

合併の必要性や効果、国の支援制度等を紹介したパンフレット、リーフレット等の配布及び各種広報媒体を活用した普及啓発を実施する。

また、ホームページを活用するほか、市町村合併相談室による相談を行う。

(2) 市町村等からの要請に基づく支援

市町村等からの要請に基づき、研究会等への積極的な情報提供を行うほか、調査・研究に対する助言等を行う。

2 構想に位置付けられた構想対象市町村への支援

(1) 合併協議会が行う調査研究等への助成

合併協議会が行う調査研究や普及啓発等の事業に対する助成を行う。

(2) 普及啓発事業の重点的实施

県が実施する各種普及啓発事業（上記1の（1）参照）について、当該地域に対して重点的に実施するなどの配慮を行う。

(3) 合併協議会に対する人的支援

合併協議会委員としての参画のほか、関係市町村からの要請に基づき、合併協議会への職員派遣について検討する。

(4) 国支援プランの活用

当該地域が国支援プランの活用を図れるよう積極的に支援し、国支援プランに掲げる国庫補助事業について採択されるよう努力する。

さらに、国庫補助事業を活用した県事業を積極的に推進する。

(5) 市町村振興資金の無利子貸付

合併関係市町村が、合併前に連携しながら実施する公共施設等の整備に対し、無利子貸付を行う。

(6) 合併協議会設置等の勧告

構想対象市町村に対し、地域での合併気運の盛り上がりや合併協議の状況等を踏まえ、必要に応じて、合併協議会設置勧告や合併協議推進勧告の制度の活用を検討する。

(7) 合併協議会に係るあっせん及び調停

合併協議会において、合併協議の難航等により、当該合併協議会の委員の過半数の同意を得て行う文書による申請があったときは、栃木県市町村合併推進審議会委員の中から市町村合併調整委員を任命し、あっせん又は調停を行う。

3 新法に基づいて合併した市町村への支援

(1) 市町村合併支援交付金

構想に位置付けられた合併市町村に対し、市町村合併に伴う臨時的な財政需要に対応するとともに、合併市町村基本計画の実現に当たり、合併市町村の負担を軽減するため、市町村合併支援交付金を交付する。

(2) 国、県事業の優先採択等

合併市町村が合併市町村基本計画に基づき実施する事業について、国支援プランの優先的採択、県事業の着実な実施に配慮する。

(3) 市町村振興資金の貸付

合併市町村のまちづくりのための事業に対して、市町村振興資金の優先的な貸付けを行う。

(4) 人的支援

合併後の市町村において必要となる専門職等について、採用困難な場合に、その要請に応じて専門職職員の派遣、人材育成等について検討する。

(5) 県有施設等の活用に関する検討

合併市町村に必要な公共施設等の整備について、県有施設等を活用することが合併市町村の円滑なまちづくりに資すると認められる場合に、その活用について検討を行う。

(6) 権限移譲の推進と行政体制の整備に対する支援

市町村の意向を踏まえながら、権限移譲を積極的に推進するとともに、行政体制の整備を支援する。

4 県事業による具体的な支援

構想対象市町村及び合併市町村に対し、合併市町村基本計画の策定に向けた協議を踏まえ、上記2の(4)及び3の(2)の県事業については、当面、以下に掲げるものとし、これにより対象地域における総合的かつ計画的な新市町村のまちづくりを支援する。

(1) 快適な暮らしを支える社会基盤の整備

① 道路の整備

市町村合併による行政サービスの向上や効率化を支援し、対象地域における産業の活性化や住民生活の利便性の向上のために必要な幹線道路の整備への対応

- ・市町村合併を支援する広域道路網整備の重点実施

② 住環境の整備

市町村合併に伴う公共賃貸住宅の再編整備、公園・緑地の整備等の地域の特性や景観等にも配慮した魅力ある居住環境の形成への対応

- ・特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業等の導入支援
- ・市街地再開発事業、優良建築物等整備事業など老朽化建築等の共同化整備に関する事業の優先採択
- ・人にやさしいまちづくり事業の優先採択

(2) 豊かな生活環境の創造

① 上水道の整備

市町村合併後における水道事業の一体性の早期の確立や、安全な水道水の安定供給への対応

- ・水道施設の再編・統廃合や維持管理体制の確立等に対する技術的な支援

② 下水道等の整備

都市化の進展や生活水準の向上による河川等の水質の汚濁を防止し、雨水被害の解消を図るため、合併を契機とした下水道等の整備への対応

- ・農業集落排水事業の優先採択
- ・公共下水道等の整備に対する配慮

③ その他

消防・防災・国土保全の推進、情報通信の整備等への対応

(3) 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実

急速に進展する少子高齢化に対応し、保育所入所待機児童の解消や介護保険事業の円滑な運営など、ライフステージに応じた保健・医療・福祉サービスの総合的・一体的な提供への対応

- ・入所待機児童解消に向けた保育所の適正配置、多機能化等に対する支援
- ・市町村社会福祉協議会、シルバー人材センター、老人クラブ連合会等の円滑な統合に対する支援

- ・人にやさしいまちづくり事業の優先採択（再掲）
- ・国民健康保険の広域化等支援
- ・福祉事務所の新設及び事務移管に伴う支援

（４）次世代を担う教育の充実

市町村合併に伴う地域の実情等に応じた教育活動の展開への対応

（５）新世紀に適応した産業の振興

① 農林水産業の振興

地域特性を活かした活力ある農林水産業の振興のため、合併を契機とした生産基盤の整備充実、生産性の向上への対応

- ・農道等整備事業、中山間地域整備事業等の優先採択
- ・林道等整備事業、林業・木材産業構造改革事業、新山村振興等農林漁業特別対策事業等の優先採択

② 商工業の振興

個性ある地域の自立した発展と活性化を促進するため、合併を契機とした中心市街地の商店街の活性化や産業集積の活性化等商工業振興への対応

- ・各種の産業集積活性化対象地域見直しへの配慮

（６）連携・交流による開かれたまちづくり

地域特性の再発見による地域への誇りや愛着の醸成、農山村と都市の交流連携ネットワークの構築及び市町村と住民が協働して取り組む地域づくり等、新市町村の一体化による地域全体の魅力アップへの対応

- ・わがまち自慢推進事業の優先採択

（市町村、住民の創意あふれる発案を尊重し支援する事業であり、農村、中心市街地、地域文化財等様々な分野における地域づくり事業に対応可能）

- ・広域交流拠点施設整備事業の優先採択

Ⅲ 県における支援体制

市町村等における市町村合併に向けた取組を今後一層支援していくため、支援本部のもとに、関係部局において引き続き必要な支援を行うこととする。

1 市町村合併の普及・啓発

市町村合併の必要性や効果等について分かりやすい情報提供により、市町村や県民の理解を一層深めていくため、関係部局が連携・協力して普及・啓発に取り組むこと

とする。

- ・市町村合併啓発パンフレットの配布・活用
- ・県及び関係部局の広報紙、ホームページ等による啓発
- ・構想の広報紙、ホームページ等による周知及び要請に基づく地域説明会等の開催

2 市町村合併相談室及び市町村合併相談窓口による助言

市町村等からの合併市町村基本計画策定に関する相談・協議や市町村合併検討の進展に伴う各種施策に関する相談等に適切に対応するため、「市町村合併相談室」との連携のもとに関係部局における相談窓口による情報提供や助言を行う。

栃木県市町村合併支援本部事務局

(栃木県総務部市町村課)

TEL 028-623-2120

FAX 028-623-3924

HP <http://www.pref.tochigi.jp>

改正合併特例法下における 栃木県市町村合併支援プラン

平成22年10月

栃木県市町村合併支援本部

目 次

I	策定の方針	1
1	策定の趣旨	1
2	対象地域	2
3	支援体制	2
II	支援プランの内容	2
1	市町村合併に向けて積極的に取組を進めようとする市町への支援	2
2	法定合併協議会において合併協議を行う市町への支援	2
3	改正合併特例法に基づいて合併した市町への支援	3
4	県事業による具体的な支援	3
(1)	社会基盤の整備	4
(2)	生活環境の整備	4
(3)	保健・医療・福祉の充実	4
(4)	教育の充実	5
(5)	産業の振興	5
(6)	連携・交流による開かれたまちづくり	5

改正合併特例法下における栃木県市町村合併支援プラン

平成 22 年 10 月 26 日
栃木県市町村合併支援本部

I 策定の方針

1 策定の趣旨

- 栃木県では、平成 14 年 3 月 26 日に知事を本部長とする「栃木県市町村合併支援本部」において、「栃木県市町村合併支援プラン」を策定し、市町村の自主的・主体的な合併の推進を支援してきた。

さらに、平成 17 年 4 月に施行された「市町村の合併の特例等に関する法律」（平成 16 年法律第 59 号）の下で、平成 18 年 3 月に「新栃木県市町村合併支援プラン」を策定し、引き続き合併への支援を行ってきたところ、平成 22 年 3 月末には県内市町村数が 27 市町にまで再編されたところである。

【県内市町村数の推移】

	H16.4.1	H18.4.1	H20.4.1	H22.4.1
県内市町村数	49	33	31	27
人口 1 万人以上 3 万人未満	28	13	13	9
人口 1 万人未満	7	2	1	1

(注) 1 H16.4.1 現在の人口は平成 12 年国勢調査人口による。

2 H18.4.1、H20.4.1 及び H22.4.1 現在の人口は平成 17 年国勢調査人口による。

- こうした中、国では、平成 22 年 4 月 1 日に「市町村の合併の特例等に関する法律」の一部を改正した「市町村の合併の特例に関する法律」（以下「改正合併特例法」という。）を施行し、この改正により、自主的な合併を円滑化するための措置は引き続き存置されたものの、国や都道府県による積極的な関与等の合併推進のための措置が廃止された。
- 一方で、基礎自治体である市町村においては、人口減少・少子高齢化の進行や、今後予想されるさらなる権限移譲に対応するため、依然として、行財政基盤を強化することが急務の課題となっている。
- そこで、県では、市町村合併は今後も市町村の行財政基盤の強化のために有効な手段の一つであると考え、改正合併特例法下においても、自主的・主体的な市町村

合併の取組が円滑に進むよう支援することとし、「改正合併特例法下における栃木県市町村合併支援プラン」（以下「支援プラン」という。）を策定するものである。

2 対象地域

支援プランは、原則として次に掲げる市町を対象地域とする。

- (1) 市町村合併に向けて積極的に取組を進めようとする市町
（(2)の市町を除く。）
- (2) 法定合併協議会において合併協議を行う市町
- (3) 改正合併特例法に基づいて合併した市町

3 支援体制

- (1) 栃木県市町村合併支援本部

知事を本部長とする栃木県市町村合併支援本部（平成13年8月27日設置）により、市町村合併の取組に対し全庁的な支援を行う。

- (2) 市町村合併相談窓口

市町等からの合併市町村基本計画策定に関する相談・協議や、市町が合併を検討する際の各種相談等に適切に対応するため、市町村課行政担当との連携のもとに関係部局における相談窓口による助言や情報提供を行う。

II 支援プランの内容

- 1 市町村合併に向けて積極的に取組を進めようとする市町（法定合併協議会において合併協議を行う市町を除く。）への支援

- (1) 市町が行う普及啓発事業への支援

市町からの要請に応じて、合併の必要性や効果、国や県の支援制度等、市町村合併の普及啓発に資する情報を提供する。

- (2) 合併に関する助言・情報提供

市町からの相談に応じて、合併に向けた協議や手続き等に係る助言や情報提供を行う。

- 2 法定合併協議会において合併協議を行う市町への支援

- (1) 合併に関する助言・情報提供

合併に至るまでの手続き等について、助言や情報提供を行う。

- (2) 合併協議会が行う調査研究等への助成

合併協議会が行う調査研究や普及啓発等の事業に対する助成を行う。

(3) 合併市町村基本計画策定の支援

合併後のまちづくりの基本的な計画となる「合併市町村基本計画」の策定において、助言や情報提供を行う。

(4) 合併協議会に対する人的支援

関係市町からの要請に応じて、県職員がオブザーバーとして合併協議会に参加する。

3 改正合併特例法に基づいて合併した市町への支援

(1) 合併に関する助言・情報提供

合併に伴い必要となる手続きや、各種計画等の策定・改正等について、助言や情報提供を行う。

(2) 市町村合併支援交付金

市町村合併に伴う財政需要に対して、合併市町の負担を軽減するため、市町村合併支援交付金を交付する。

(3) 人的支援

合併後の市町において必要となる専門職等について、採用困難な場合に、その要請に応じて専門職職員の派遣、人材育成等について検討する。

(4) 権限移譲の推進と行政体制の整備に対する支援

合併後の市町が基礎自治体として、より総合的な行政を展開できるよう、市町の意向を踏まえながら、権限移譲を積極的に推進するとともに、行政体制の整備を支援する。

(5) 県事業における配慮

合併市町が合併市町村基本計画に基づき実施する事業について、県事業の着実な実施に配慮する。

4 県事業による具体的な支援

合併市町に対し、合併市町村基本計画の策定に向けた協議を踏まえ、上記3の(5)の県事業については、以下に掲げるものとし、これにより総合的かつ計画的な新市町のまちづくりを支援する。

(1) 社会基盤の整備

① 道路の整備

市町村合併による行政サービスの向上や効率化を支援し、対象地域における産業の活性化や住民生活の利便性の向上のために必要な幹線道路の整備への対応

- ・市町村合併を支援する広域道路網整備に対する配慮

② 住環境の整備

市町村合併に伴う公共賃貸住宅の再編整備、公園・緑地の整備等の地域の特性や景観等にも配慮した魅力ある居住環境の形成への対応

- ・特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業等の導入支援
- ・市街地再開発事業、優良建築物等整備事業など老朽化建築等の共同化整備に関する事業の導入支援

(2) 生活環境の整備

① 上水道の整備

市町村合併後における水道事業の一体性の早期の確立や、安全な水道水の安定供給への対応

- ・水道施設の再編・統廃合や維持管理体制の確立等に対する技術的な支援

② 下水道等の整備

都市化の進展や生活水準の向上による河川等の水質の汚濁を防止し、雨水被害の解消を図るため、合併を契機とした下水道等の整備への対応

- ・農業集落排水事業の着実な実施に向けての配慮
- ・公共下水道等の整備に対する配慮

③ その他

消防・防災・国土保全の推進、情報通信の整備等への対応

(3) 保健・医療・福祉の充実

急速に進展する少子高齢化に対応し、保育所入所待機児童の解消や介護保険事業の円滑な運営など、ライフステージに応じた保健・医療・福祉サービスの総合的・一体的な提供への対応

- ・入所待機児童解消に向けた保育所の適正配置、多機能化等に対する支援
- ・市町村社会福祉協議会、シルバー人材センター、老人クラブ連合会等の円滑な統合に対する支援
- ・国民健康保険の広域化等支援
- ・福祉事務所の新設及び事務移管に伴う支援

(4) 教育の充実

市町村合併に伴う地域の実情等に応じた教育活動の展開への対応

(5) 産業の振興

① 農林水産業の振興

地域特性を活かした活力ある農林水産業の振興のため、合併を契機とした生産基盤の整備充実、生産性の向上への対応

- ・農道等整備事業、中山間地域整備事業等の着実な実施に向けての配慮
- ・林道等整備事業、林業・木材産業構造改革事業等の着実な実施に向けての配慮

② 商工業の振興

個性ある地域の自立した発展と活性化を促進するため、合併を契機とした中心市街地の商店街の活性化等商工業振興への対応

(6) 連携・交流による開かれたまちづくり

地域特性の再発見による地域への誇りや愛着の醸成、農山村と都市の交流連携ネットワークの構築及び市町村と住民が協働して取り組む地域づくり等、新市町の一体化による地域全体の魅力アップへの対応